

兵庫県保険医協会尼崎支部 第96回医療と福祉を考える会

地域包括ケア病棟と在宅との連携

今回は、今年5月に県立尼崎病院の跡地に開院した「尼崎だいもつ病院」の松森院長から同病院の地域包括ケア病棟の機能や在宅との連携などについてお話いただきます。

「医療と福祉を考える会」は医療、看護、介護に関わる方々に職種を超えてお集まりいただき、ざっくばらんに話しあい、学習する場として開催しています。お気軽にご参加ください。(担当・わたや整形外科 綿谷茂樹)

- 日 時 11月17日(木) 18:00~20:00
- 会 場 尼崎だいもつ病院 2階会議室
尼崎市東大物町1丁目1-1 TEL:06-6482-0001
- 講 師 尼崎だいもつ病院院長
松森 良信 先生
- 参加費 無料

※お問合せは 協会事務局 長澤・荒川・石本・湯浅 TEL:078-393-1805 まで

【お申し込み】 FAX:078-393-1802

尼崎支部 第96回医療と福祉を考える会 (11/17)

参加者ご氏名	職種

医療機関・事業所名()
代表者名 () TEL ()

兵庫県保険医協会

尼崎支部ニュース

380号

2016年10月25日付

〒660-0055 尼崎市稲葉元町2-11-10 八木クリニック
兵庫県保険医協会尼崎支部 TEL06-6417-6600 FAX06-6417-6011

尼崎社会保障推進協議会2016年度総会

マイナンバー廃止のため

本格的な運動を



(左) 八木支部長が会長に再任され「運動を強めよう」と力強く挨拶した

(右) 77人もの市民が掛けつけ、講演に聞き入った

協会尼崎支部も参加している尼崎社会保障推進協議会の2016年定期総会が10月1日(土)に、市立すこやかプラザホールで開かれ、市民ら77人が参加した。

八木秀満会長(保険医協会尼崎支部長)は「医療や介護など社会保障への攻撃が強められている。力を合わせて取り組みを強めよう」と挨拶した。議事では、尼崎市との懇談や学習会、宣伝などの活動に取り組んできたことが報告され、引き続き全国の経験に学び、学習や宣伝、自治体への申し入れなどに積極的に取り組むことが確認された。また、介護保険制度や年金制度、生活保護に対する運動の報告が行われ、八木支部長が会長に再任された。

(2面につづく)

(1面のつづき)

記念講演では、自治体情報政策研究所代表、大阪経済大学非常勤講師の黒田充氏が「マイナンバーと社会保障」と題して講演。黒田氏は、マイナンバー制度は「国民の個人情報をも寄せるためのもの」とであると説明。さらに、個人情報によって本当に医療が必要なものとそうでないものと区別され、命の選別のためにマイナンバーが使用される恐れがあると指摘した。また、ドイツではナチス時代に公権力が個人を管理した反省から共通番号の導入が違憲であるなど、日本を除くG7各国ではマイナンバーのような共通番号は採用していないとも解説した。最後に黒田氏は「マイナンバーカードの交付申請をしないことは当面、運動として効果があるが、マイナンバーカードが健康保険証に活用されれば全員持たざるを得なくなる。健康保険証に活用されるまでの2～3年の間に廃止の為の本格的な運動を進めるしかない」と訴えた。

支部会員の先生方へ

未入会のお知り合いの先生、 ご子弟に入会を是非おすすめください

保険医協会は県下で7,300人以上の医師・歯科医師が入会し、開業医が安心して診療に打ち込めるよう支えあう、開業医自身がつくる団体です。医学の進歩と医療技術の向上、変化する医療制度への対応、怪我や病気など万が一の時の備えなど、開業医の診療、経営、生活を全面的にサポートします。勤務医の先生も県下で約1,600人の先生方にご利用いただいております。

協会未入会のお知り合いの先生、ご子弟に是非、入会をおすすめください。



りょく
「サポート力」
いちばん身近に
いちばん親身に

第514回幹事会だより

10月14日(金) 於 阪神尼崎「天竹」

- 尼崎支部の会員数
10/13 現在 医科 389人、歯科 154人
- 医療をめぐる情勢と運動対策
当面の支部企画、病診連携などについて意見交換した。
- 次回の幹事会
11月18日に「エルジーキッチン」にて開催。

最高裁への署名にご協力ください

最高裁判所 第二小法廷 御中
事件番号 平成28年(オ)第1331号 平成28年(受)第1689号

高裁判決は、企業と国の意向に沿う形で事実をねじまげたもの 審理の差し戻しを求めます

この訴訟は、いわゆる「クボタショック」の原点である尼崎市のクボタ旧神崎工場に下請けとして石綿運搬作業に従事し肺がんで亡くなった運転手の遺族が国とクボタに、耐熱材として石綿製品を使用し肺がんで亡くなった溶接工の遺族が国に、それぞれ損害賠償を求めている裁判です。

大阪高裁の2016年5月26日の判決は、旧神崎工場から半径300m範囲の周辺住民の被害を認めた環境型の確定判決(2015年2月17日)をも無視して、「アスベスト粉じんばく露が格段に低い」との推論を立て、裁判官自らの論理に沿わない事実を無視して組み立てたものと思わざるを得ません。

したがって、高裁判決は「認定事実を総合的に用いて評価するという因果関係の判断手法に関する最高裁判例」に反するものです。しかも、不法行為ないし安全配慮義務違反の因果関係の解釈適用の違法があり、総合的配慮を支えるべき経験則違反と言えます。

国は戦前からアスベストによる健康被害の危険性を把握していました。しかし、国やアスベスト使用企業は、働く労働者の命や健康を守るための対策は取らず、経済「発展」優先の産業政策をすすめてきました。簡易水道政策、JIS法、建築基準法などで、積極的にアスベストを使用するよう、誘導してきたのです。「管理して使用すれば問題がない」と使用禁止を遅らせたのです。国がアスベストの危険性を把握しながら十分な対策・規制をせずに使用を積極的に許してきたこと、飛散対策を怠って労働者や周辺住民に多大な被害を与えた責任は重大です。

私たちは、最高裁判所が、深刻なアスベスト被害に正面から向き合い、労働者のいのちと健康を尊重するために公平・公正な審理をしていただき、審理の差し戻しの決定をしていただくよう強く要望します。

氏名	住所

* この署名用紙に記入された情報は、個人情報として適切に管理します。

アスベスト被害からのちと健康を守る尼崎の会

尼崎市長洲中通2丁目1-3-101 (電話・FAX 06-6489-2600)
メールアドレス: asubesu@oama05@bca.bai.ne.jp

尼崎アスベスト訴訟は、クボタ旧神崎工場への石綿運搬作業に従事していた労働者、溶接工として長年石綿製品を使用していた労働者がそれぞれ肺がんで死亡したため、遺族が規制を怠った国と、労働者に対する安全配慮義務を怠ったクボタに対して賠償を求めたものです。

大阪高裁は2016年5月に、石綿曝露が格段に低い、石綿以外の原因で肺がんを発症した可能性があるなどとして、遺族の請求を棄却しました。

しかし、旧神崎工場内外で大量の石綿粉塵が飛散していたことは過去の裁判で確定しており、また被害者がアスベストによる肺がんであると労災認定されていることなどを考慮すれば高裁判決は納得できるものではありません。

遺族と弁護団は、クボタと国の意向に沿う形で事実をねじ曲げた判決だとして、大阪高裁への審理の差し戻しを求める上告を最高裁判所に行いました。

協会尼崎支部も参加する「アスベスト被害からのちと健康を守る尼崎の会」は、この上告を支援するため、最高裁への署名運動を行います。署名にご協力いただける先生は、協会事務局(石本・長澤・荒川・湯浅 TEL 078-393-1809)までご一報ください。